（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第四条の三第一項」の下に「、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項」を加える。

別表第一に次のように加える。

百二　預金保険機構	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第九条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一中百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項とし、九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項とし、九十九の項を百三十二の項とし」を「百二の項を百三十五の項とし、九十九の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第十条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十一条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十一号の四を削る。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十二条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号イ及びハ中「第十四号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十七号イ」を「第十八号イ」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法律第四十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針（第五条）
第三章　標準化基準等（第六条―第八条）
第四章　補則（第九条―第十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。

2　この法律において「機能等」とは、地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五条第二項第三号イにおいて同じ。）の電子計算機の映像面への表示の方法、電磁的記録を出力する書面の様式、電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。同号ロにおいて同じ。）に係る事項、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。同号ハ及び第十条において同じ。）を活用した情報システムの利用に係る事項及び情報システムの保守又は管理に係る事項をいう。